

「特定非営利活動促進法による読替え後の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例」について

1 制定の理由

電子政府の実現のための法整備の一環として、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(以下「行政手続オンライン化法」という。)が平成15年2月に施行され、法律に基づく行政手続のオンライン化(以下「電子申請化」という。)が可能となった。

この度、特定非営利活動促進法に基づく行政手続の電子申請化を図るため、同法に係る行政手続オンライン化法施行条例を制定し、平成19年3月13日に施行した。

個別法律に基づく行政手続

「行政手続オンライン化法」の適用

電子申請化の具体的手法は、主務省令で定める。(行政手続オンライン化法第3条等)

【特定非営利活動促進法の特例規定】

知事が所轄庁であるNPO法人についての、特定非営利活動促進法に基づく行政手続(設立認証申請、届出等)に関する電子申請化の具体的手法は、「条例」で定める。
(特定非営利活動促進法第44条の2)

2 条例の概要

(1) 電子情報処理組織による申請等の方法

NPO法人の設立認証申請、役員変更届、事業報告書等の提出等の手続について、インターネットを活用した申請等が可能となる。

(2) 電子情報処理組織による処分通知等の方法

NPO法人の設立不認証決定通知等の手続について、インターネットを活用した通知が可能となる。

(3) 技術的基準の公表等

オンライン化に伴う電子計算機等のインターネット環境を定める。

(4) 電磁的記録による縦覧等の方法

NPO法人の設立認証申請書の縦覧、事業報告書等の閲覧等の手続について、インターネットを活用した縦覧等が可能となる。

《参 考》

電子手続による申請等が可能となる手続(平成19年3月13日時点)

申 請	届 出
<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人設立認証申請 ・ 定款変更認証申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人設立登記完了届 ・ 役員変更届 ・ 定款変更届 ・ 毎事業年度終了後の事業報告書等の提出 ・ 解散届 ・ 清算結了届

